



山形県公報

令和8年1月30日(金)
第675号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……33

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……36
- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(置賜総合支庁農村計画課) ……37
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(農村整備課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……38
- 県道の供用の開始……………(同) ……39
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共工事に関する事項を公衆の閲覧に供する方法等……………(建設企画課) ……同

公 告

○令和8年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する
公告……………(会計局) ……40

規 則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第2号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和42年8月県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第6条第2号中「製菓衛生師名簿訂正申請書」を「製菓衛生師名簿訂正申請書及び政令第5条第2項の規定による製菓衛生師免許証書換交付申請書」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「別記様式第9号」を「別記様式第8号」に改め、同号を同条4号とする。

別記様式第1号中 「県 証 紙
ちよう付欄」 を 「県 証 紙
貼 付 欄」 に、 「本 籍 地
(国 籍)
住 所 を 住 所
氏 名」 (ふりがな)
氏 名」

別記様式第4号中

本籍地
住所
氏名

を

本籍地 (国籍)
住所 (電話番号)
(ふりがな) 氏名 (旧姓又は通称名)

に改め、「男・女」を削る。

別記様式第5号及び別記様式第6号を次のように改める。

様式第5号

県証紙 貼付欄

年 月 日

山形県知事 殿

氏名

製菓衛生師免許申請書

下記により製菓衛生師の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 本籍地
(国籍)
住所
(電話番号)
(ふりがな)
氏名
性別
生年月日 年 月 日生
- 年 月 日 都道府県 知事施行製菓衛生師試験合格
- 旧姓又は外国人における通称名併記の希望の有無
有(旧姓:) ・ 無
有(通称名:) ・ 無
- 製菓衛生師法第8条の規定による免許取消処分の有無
(有の場合、処分都道府県知事名、処分年月日及び処分を受けた理由)
有 ・ 無
- 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者の該当の有無
有 ・ 無

様式第6号

県証紙
貼付欄

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
(ふりがな)
氏 名
(電話番号)

製菓衛生師名簿訂正・免許証書換交付申請書

下記のとおり変更を生じたので、名簿の訂正を願いたく関係書類を添えて申請します。
免許証の書換え交付

1 変更のあった事項

変 更 後

変 更 前

2 変更年月日

3 変更の理由

婚姻 ・ 離婚 ・ 転籍 ・ その他 ()

4 登録番号及び年月日

5 旧姓又は外国人における通称名併記の希望の有無

有 (旧 姓 :) ・ 無

有 (通称名 :) ・ 無

別記様式第7号中「氏名」を 「(ふりがな) 氏名」に、「本籍地」を 「(本籍地) 住所」に、「氏名」を 「(ふりがな) 氏名」に改める。

「本籍地

(国籍)

住所に改める。

(ふりがな)

氏名

別記様式第8号を次のように改める。

様式第8号

県証紙
貼付欄

年 月 日

山形県知事 殿

本籍地
(国籍)
住所
(電話番号)
(ふりがな)
氏名
旧姓又は通称名
(併記されていた場合のみ記載)
年 月 日生

製菓衛生師免許証再交付申請書

登録番号 第 号 登録年月日 年 月 日

次の理由により製菓衛生師免許証の再交付を受けたいので申請します。
再交付申請の理由

別記様式第9号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第44号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ケアセンターべにばな	株式会社ケアセンターべにばな 寒河江市大字島字島東228番地1	訪問介護	令和7.12.31

山形県告示第45号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
最上郡真室川町大字及位地内
- 2 公共測量を実施した期間

令和7年8月18日から同年12月3日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

山形県告示第46号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営中津川地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営中津川地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

飯豊町役場

3 縦覧に供する期間

令和8年1月30日から同年3月3日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第47号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	5者	山形市大字大森字齋當2135番1ほか56筆
上山市	7者	上山市三上字高野511番ほか25筆
天童市	3者	天童市大字成生字源蔵且浦1330番ほか6筆
中山町	3者	東村山郡中山町大字長崎字赤坂9064番1ほか7筆
寒河江市	37者	寒河江市大字白岩字漆保6371番1ほか178筆
河北町	38者	西村山郡河北町大字吉田字吉田東2843番1ほか534筆
大江町	1者	西村山郡大江町大字三郷字楯ノ下丙40番ほか1筆

東根市	17者	東根市大字羽入字北原2309番2ほか35筆
大石田町	6者	北村山郡大石田町大字大浦字中田2219番ほか21筆
新庄市	6者	新庄市金沢字宮ノ次郎524番1ほか16筆
金山町	1者	最上郡金山町大字金山字金山町351番15ほか2筆
最上町	4者	最上郡最上町大字月楯字水木田1739番ほか15筆
舟形町	3者	最上郡舟形町長者原字白山2173番1ほか16筆
戸沢村	2者	最上郡戸沢村大字名高字名高986番5ほか24筆
米沢市	5者	米沢市大字川井字道下2113番ほか108筆
南陽市	4者	南陽市羽付字窪田978番1ほか6筆
川西町	38者	東置賜郡川西町大字東大塚字八反田1909番ほか260筆
白鷹町	18者	西置賜郡白鷹町大字横田尻字西前野8290番ほか235筆
飯豊町	9者	西置賜郡飯豊町大字中字豆殻屋敷3567番ほか66筆
遊佐町	5者	飽海郡遊佐町野沢字仁田々327番ほか20筆

2 認可年月日
令和8年1月20日

山形県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年1月30日から同年2月13日まで縦覧に供する。

令和8年1月30日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 砂子沢小又釜淵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡真室川町大字大沢字大向山外13国有林71林班い2小班から同	まで	旧	13.3メートル } 10.2	15メートル
同	上	新	13.9メートル } 10.2	同上

山形県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年1月30日から同年2月13日まで縦覧に供する。

令和8年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 砂子沢小又釜淵線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字大沢字大向山外13国有林71林班い2小班から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和8年1月30日

山形県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和8年1月30日から同年2月13日まで縦覧に供する。

令和8年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 深山下山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡白鷹町大字深山字坂ノ上1972-2から 同 1971-1まで	旧	20.0メートル } 8.0	メートル 60
同 上	新	12.0メートル } 6.0	同 上

山形県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和8年1月30日から同年2月13日まで縦覧に供する。

令和8年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 深山下山線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字深山字坂ノ上1972-2から
同 1971-1まで
- 3 供用開始の期日 令和8年1月30日

山形県告示第52号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表（以下「公表」という。）の方法を次のように定め、令和8年2月1日から施行し、平成13年4月県告示第278号（公共工事に関する事項を公衆の閲覧に供する方法等）は、令和8年1月31日限り廃止する。ただし、同日以前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日後に締結されるものについては、なお従前の例による。

令和8年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される令和8年度における山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、有効期間が令和9年3月31日までの競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

令和8年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調達する物品等及び特定役務の種類

(1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、その他

(2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、個人用品及び家庭用品の修理のサービス、飲料提供サービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、運転手付きでない農業用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、運転手付きでない建設用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、オペレーター付きでない事務用機械及び設備（コンピュータを含む。）のリース又は賃貸サービス、家具その他家庭用の器具の賃貸サービス、娯楽用品の賃貸サービス、その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス、一般経営に関する相談サービス、財務管理に関する相談サービス（事業税に関するものを除く。）、マーケティング管理に関する相談サービス、人材管理に関する相談サービス、生産管理に関する相談サービス、その他の経営相談サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、林業及び木材伐出業に付随するサービス（森林経営を含む。）、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス、成人教育サービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス、映画及びビデオテープの配給等のサービス

2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

4 申請の方法

(1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。
また、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

(2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。
イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書

- ロ 印鑑証明書
 - ハ 納税証明書（山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの）
 - ニ 使用印鑑届（使用印鑑を設定する場合に限る。）
 - ホ 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。）
 - ヘ 県内事業所一覧表（県内に事業所を有する場合に限る。）
 - ト 印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）
 - チ 契約履行実績一覧表
 - リ 営業許可・認可証等の写し
 - ヌ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）
 - ル 暴力団排除に関する誓約書
 - ヲ 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し
- (3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。
- 5 資格審査及び結果の通知
- (1) 資格審査は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。
 - (2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。
- 6 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
資格者名簿に登載された日から令和9年3月31日までとする。
 - (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新については、規則第125条第1項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

令和8年1月30日印刷 発行所 山形県庁
令和8年1月30日発行 発行人 山形県